

京都市消防局訓令乙第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成24年12月21日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第1中

「

上 衣	地 質	濃紺色の防水性布地
	制 式	<p>2枚襟とし、頭きんを付ける。</p> <p>掛け合わせにファスナー及び金色のホック5個を1行に付ける。</p> <p>前面の下部の左右に各1個のふた付きポケットを付ける。</p> <p>そでは、長そでとし、そで口の外側には、濃紺色のバンドを付け、金色のホックで留める。</p> <p>胴には、バンドを付ける。</p> <p>胸部の左に胸章を付ける。</p> <p>形状は、第19図1(1)のとおりとする。</p>
	胸 章	<p>胸部の左の上部に、濃紺色の台地に「京都市消防局」の文字をオレンジ色の糸でししゅうする。</p> <p>形状は、第19図1(2)のとおりとする。</p>
ズ ボ ン	地 質	上衣と同様とする。
	制 式	<p>長ズボンとし、後方の左にふた付きポケットを付ける。</p> <p>すそは、シングルとし、ファスナーを付ける。</p> <p>形状は、第19図2のとおりとする。</p>

を

」

「

上 衣 制 式	地 質	オレンジ色と灰色の防水性布地
	制 式	<p>立ち襟とし、頭巾を付け、掛け合わせにファスナーを付け、前合わせはボタン及びマジックテープで留める。</p> <p>前面の下部の左右に各1個の蓋付きポケットを付ける。</p> <p>袖は、長袖とし、袖口の外側にはタブを付け、マジックテープで留める。</p> <p>後面の上部に「京都市消防局」及び「Kyoto City」の文字を銀色の反射材で入れる。</p> <p>形状は、第19図1のとおりとする。</p>
ズ ボ ン	地 質	灰色の防水性布地
	制 式	<p>長ズボンとする。</p> <p>裾は、シングルとし、ファスナー及びマジックテープを付ける。</p> <p>形状は、第19図2のとおりとする。</p>

に改

」

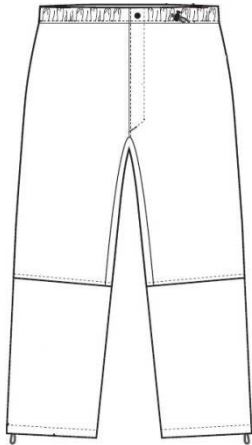
め、同表第19図を次のように改める。

第19図 雨衣

1 上衣制式



2 ズボン制式



別表第2整備作業帽の款及び整備作業服の款を削り，同表飛行帽の款制式の項中「あごひも」を「顎ひも」に，「第10図1」を「第8図1」に改め，同款帽章の項中「第10図2」を「第8図2」に改め，同表飛行服の款上衣の項制式の目中「そでは」を「袖は」に，「長そで」を「長袖」に，「そで口」を「袖口」に，「そで付け部」を「袖付け部」に，「第11図1」を「第9図1」に改め，同款ズボンの項制式の目中「ひざ当て付き長ズボン」を「膝当て付き長ズボン」に，「すそ」を「裾」に，「第11図2」を「第9図2」に改め，同表防寒服の款制式の項中「そでは」を「袖は」に，「長そで」を「長袖」に，「そで口」を「袖口」に，「すそ」を「裾」に，「第12図」を「第10図」に改め，同表音楽隊被服の款帽子の項合帽の目中「あごひも」を「顎ひも」に，「第13図1(1)」を「第11図1(1)」に，「第13図1(2)」を「第11図1(2)」に改め，同項夏帽の目中「あごひも」を「顎ひも」に改め，同款合服の項上衣の目中「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に，「すそ」を「裾」に，「ふた」を「蓋」に，「そで口」を「袖口」に，「第13図2(1)ア」を「第11図2(1)ア」に，「第13図2(1)イ」を「第11図2(1)イ」に，「そで章」を「袖章」に，「第13図2(1)ウ」を「第11図2(1)ウ」に改め，同項ズボンの目中「すそ」を「裾」に，「第13図2(2)ア」を「第11図2(2)ア」に，「第13図2(2)イ」を「第11図2(2)イ」に改め，同款冬服の項上衣の目中「ふた」を「蓋」に，「そで口」を「袖口」に，「そで章」を「袖章」に改め，同款夏服の項上衣の目中「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に，「第13図3」を「第11図3」に改め，同款バンドの項中「第13図4」を「第11図4」に改め，同表中第8図及び第9図を削り，第10図を第8図とし，第11図から第13図までを2図ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による雨衣は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)